入会規約

第１条（契約の成立）

甲は、本日、乙に対し、入会申込書及び本規約（以下、これらを総称して「本契約書面」という）の内容を了承したうえで、入会契約（以下本契約という）を申込み、乙はかかる申し込みを承諾するものとします。

第２条（乙の義務）

乙は、XXXXXを、役務対象者である甲に対し提供するものとします。乙は、指導を提供するにあたり、甲のXXXXX向上に資するべく、誠実に努力しなければならないものとします。但し、乙は、甲に対し、XXXXXXXX（資格や試験の名称）の結果について、何らの確約をするものではありません。

第３条（甲の義務）

甲は、乙が提供する指導を欠席する場合、事前に乙に連絡をするものとします。甲は、他の受講生の受講を妨害する危険性のある行為をしてはならないものとします。

第４条（契約開始日と契約期間）

契約開始日は、入会申込書に記載した申込日とします。甲は、契約を終了したい月のXX日までに、その旨を乙に申し出るものとします。XX日までに甲から乙への申し出が無い場合、契約期間は翌月も有効とし、その後も同様とします。

第５条（指導開始日）

本契約において、指導開始日とは、XXXX（別紙スケジュール等）に記載の具体的日時をいいます。

第６条（指導実施場所）

乙は、XXXXにおいて指導を行うものとします。但し、やむを得ない事情がある場合は、乙は、XXXXにおいて指導を行うことができるものとします。

第７条（指導形態）

乙の提供する指導の形態については、XXXX（別紙指導形態別料金表等）に定めるものとします。

第８条（役務の対価）

甲は乙に対し、XXXX（別紙指導形態別料金表等）に定める金額（以下「月謝」という）を、乙が定める方法・期日に支払うものとします。

第９条（教材）

乙が甲に対し、指導に付帯して必要となる教材を販売する場合は、その教材ごとの価格と数量を予め明らかにするものとします。

第１０条（乙の裁量）

乙は、指導内容、講師の選定、その他本契約に関する一切の事項につき、その裁量により決定し、変更できるものとします。

第１１条（著作物に関する知的財産権の帰属）

乙及び甲は、乙が甲に対して交付する一切の資料のうち、乙が著作するものについては、著作権その他一切の知的財産権が、乙に独占的に帰属することを確認します。

第１２条（個人情報保護）

本契約に際し乙が収集した個人情報の取り扱いについては、乙が別途定めるXXXX（個人情報取扱指針等）に従うものとします。

第１３条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約書面に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本契約に関して争いが生じ合場合は、双方協議のうえ解決するものとします。

第１４条（損害賠償）

甲及び乙の損害賠償請求については、民法の諸規定に準ずるものとします。但し、甲の損害のうちXXXX（資格取得や試験結果の不調・不振等）については、それが乙の故意または重過失による場合を除き、乙は免責されるものとします。指導実施場所への往来中に、甲が被った一切の損害について、乙は免責されるものとします。

第１５条（遅延損害金）

甲は、本契約に基づく金銭細部も支払を遅延したときは、乙に対し、当該債務に加えて、これに対する遅延の日から支払い日の間に発生した遅延損害金を支払うものとし、遅延利息は年XX％とします。

第１６条（契約違反等に基づく解除）

本契約に定める甲の義務に重大な違反があったとき、甲及び甲の関係者が正当な理由なく乙の名声や信用を著しく毀損する行為をしたとき、甲及び甲の関係者が乙に対して詐術その他の背信行為を行ったとき、乙は一定期間を定めて甲に通知し、相当期間を経過してもなお各事由の当該性が解消しない場合は、乙は本契約を解除することができます。この場合、乙は甲に対して、月謝その他指導に供する費用のうち、既に甲が支払ったものについては返還を要しないものとします。また、乙は、乙の経営悪化及び天変地異等により、乙が業務を継続し難い事情が発生した場合は、契約を即時解除できるものとします。

第１７条（クーリングオフ）

甲は、本契約を締結後、本契約書書面の交付を受けた日からX日の間は、書面により本契約を解除できるものとし、甲が契約を解除する旨を記載した書面を発信した日より、効力を生じるものとします。乙が甲に対して行った教材の販売についても同様とします。本条に基づく契約の解除に伴い、甲は乙から手数料、損害賠償金または違約金を請求されることはなく、既に引き渡された教材の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他金銭の支払い義務は無いものとします。この場合、甲が既に代金または対価の一部または全部を支払っている場合には、速やかにその金額の返還を受けることができます。

第１８条（中途解約権）

甲は、本契約を締結後、本契約の書面交付を受けた日からX日を経過した後、将来に向けて本契約を解除できるものとし、乙は、その契約解除が当月20日を経過し翌月の指導開始前である場合、XXXX円を解約手数料として請求するものとします。乙が甲に対して行った教材の販売についても同様とします。乙の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、乙は解約手数料を徴収しないものとします。

第１９条（契約上の地位の譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方から事前の書面同意を得ない限り、本契約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

第２０条（管轄合意）

甲及び乙は、本契約に起因関連する一切の紛争について、事物管轄に応じ、XXXX裁判所を、第一審のXXXX裁判所とすることに合意するものとします。

XXXX年XX月XX日

甲　XXXX（氏名、住所等）

乙　XXXX（屋号・法人名、代表者氏名、住所等）